

デジタル庁
○ 令第六号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の一部の施行並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百五十一号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項及び第八項並びに第十七条第十三項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個

人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう^に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(個人番号カードへのローマ字氏名の記載等)

第十七条の二 個人番号カードの交付を受けている者は、住所地市町村長（国外転出者にあつては、附票管理市町村長。以下この項、第三項及び第四項、次条、第二十二條第七号、第二十八條第一項及び第五項、第二十九條並びに第三十三條第五項及び第八項において同じ。）に対し、自己に係る個人番号カードに氏名の振り仮名（自己に係る住民票に旧氏の振り仮名が記載されている者にあつては、当該旧氏の振り仮名を含む。以下この条において同じ。）の表音をへボン式ローマ字により表記したもの（ただし、当該個人番号カードの交付を受けている者がへボン式によらないローマ字による表記を希望し、住所地市町村長が当該表記を適当であると認めるときは、当該表記）（以下この条、第二十八條第五項及び第二十九條第二項において「ローマ字氏名」という。）の記載及び電磁的方法による記録（以下この条、次条、第二十八條第五項及び第二十九條第二項において「記載等」という。）を求めるとの申請をすることができ

[新設]

る。

2| 前項の申請は、当該申請を行う者（以下この条において「申請者」という。）が、住所地市町村長に対し（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に対し）、同項の規定により当該ローマ字氏名の記載等を求める旨、当該記載等を求めるローマ字氏名並びに当該申請者の個人識別事項（国外転出者にあつては、氏名及び出生の年月日）及び氏名の振り仮名を記載した申請書並びに当該個人番号カードを提出し、かつ、当該申請者に係る旅券（効力を失っているものを含む。以下この項及び第四項において同じ。）を提示して（旅券を所持しない者にあつては、当該申請書及び当該個人番号カードを提出して）行うものとする。

3| 住所地市町村長は、第一項の申請に基づき、前項の規定により提出を受けた個人番号カードに当該ローマ字氏名の記載等を行い、これを返還しなければならない。

4| 住所地市町村長は、前項（次項、第六項及び第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カードに記載等を行うローマ字氏名について、当該個人番号カードの交付を受けている者に係る旅券の名義人の氏名（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六條第一項第二号に規定する旅券の名義人の氏名をいう。）及び呼称（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第九條第二項の規定による呼称をいう。）に係るローマ字表記（同条第三項の規定によるローマ字表記をいう。）と同一とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5| 第一項から第三項までの規定は、個人番号カードの交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二項中「申請書並びに当該個人番号カード」とあるのは「申請書」と、「当該申請書及び当該個人番号カード」とあるのは「当該申請書」と、第三項中「前項の規定により提出」とあるのは「法第十六條の二第五項又は第七項の規定により機構から送付」と、「返還しなければ」とあるのは「交付しなければ」と読み替えるものとする。

6| 第一項から第三項までの規定は、同項の規定により当該ローマ字氏名の記載等をされた者が

当該ローマ字氏名の記載等の変更を希望する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「記載等」とあるのは、「記載等の変更」と読み替えるものとする。

7| 第三項の規定により当該ローマ字氏名の記載等をされた者は、氏名の振り仮名に変更があったときは、法第十七条第八項の届出に併せて、住所地市町村長に対し（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に対し）、当該氏名の振り仮名の変更に係る当該ローマ字氏名の記載等の変更を求め旨の申請をしなければならない。

8| 第二項及び第三項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「記載等」とあるのは「記載等の変更」と、第二項中「氏名の振り仮名」とあるのは「当該変更後の氏名の振り仮名」と読み替えるものとする。

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条 第八条の規定は、住所地市町村長が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項又は同項に規定するカード記録事項の記載等を行う場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは、「戸籍の附票」と読み替えるものとする。なお、生年月日については、本人に係る住民票（国外転出者にあつては、戸籍の附票）の記載にかかわらず、住所地市町村長が適当と認める事項を個人番号カードに記載等を行うことができる。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条 法第十六条の二第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

【一〇三 略】

四 交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六條第一項に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

【五〇七 略】

（個人番号カードの再交付の申請等）

第二十八条 【略】

【二〇四 略】

5| 第一項に規定する場合に該当することとなつた個人番号カードにローマ字氏名の記載等がされていたときは、住所地市町村長は、同項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者に対し、当該ローマ字氏名の記載等を行った個人番号カードを再交付しなければならぬ。

6| 8| 【略】

（個人番号カードの有効期間内の交付の申請等）

第二十九条 【略】

2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する個人

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条 第八条の規定は、住所地市町村長（国外転出者にあつては、附票管理市町村長。以下第二十二條第七号、第二十八條第一項、第二十九條並びに第三十三條第五項及び第八項において同じ。）が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（以下第二十九條において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と読み替えるものとする。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条 【同上】

【一〇三 同上】

四 交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六條に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

【五〇七 同上】

（個人番号カードの再交付の申請等）

第二十八条 【同上】

【二〇四 同上】

【新設】

5| 7| 【同上】

（個人番号カードの有効期間内の交付の申請等）

第二十九条 【同上】

2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する個人

番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。この場合において、その者が現に有する個人番号カードにローマ字氏名の記載等がされていたときは、住所地市町村長は、新たな個人番号カードに当該ローマ字氏名の記載等を行うものとする。

〔3 略〕

(個人番号カードの暗証番号)

第三十三条 令第十三条第六項本文又は第七項(同条第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付又は引渡しを受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人(以下この項において「当該交付申請者等」という。)は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号(以下この条において「暗証番号」という。)を設定しなければならない。ただし、当該交付申請者等が暗証番号を設定することが困難であると認められるときは、当該交付申請者等が暗証番号を住所地市町村長に届け出ることとし、当該住所地市町村長が当該暗証番号を設定するものとする。

〔2 略〕

3 令第十三条第六項本文の規定により交付申請者(同条第三項第一号から第三号まで又は第十二条の二第三項各号に該当する者であつて、住所地市町村長が適当と認めるものに限る。以下この項において同じ。)が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、第一項本文の規定にかかわらず、暗証番号を住所地市町村長を経由して機構に届け出なければならない。この場合において、機構は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

〔4・5 略〕

6 法第十六条の二第一項の規定により戸籍の附票に記録されている者が個人番号カードの交付又は引渡しを申請するときは、その者は、暗証番号を附票管理市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該交付申請者が暗証番号を設定することが困難であると認められるときは、第一項本文の規定にかかわらず、附票管理市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

7 交付申請者が暗証番号を設定しないことを希望する場合であつて、当該交付申請者の個人番号カードに暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になるよう必要な措置が講じられたときは、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により暗証番号を設定することを要しない。

〔8・9 略〕

(カード代替電磁的記録の記録事項)

第三十九条 法第二条第八項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからトまで(本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあっては、イからヘまで)に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号(以下「カード代替記録乱数符号」という。)を主務大臣が定める基準に従い変換した符号(第三十九条の五第五項第一号において「カード代替記録事項等変換符号」という。)

〔イ 略〕

番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。

〔3 同上〕

(個人番号カードの暗証番号)

第三十三条 令第十三条第六項本文又は第七項(第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付又は引渡しを受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号(以下この条において「暗証番号」という。)を設定しなければならない。

〔2 同上〕

3 令第十三条第六項本文の規定により交付申請者(同条第三項第一号から第三号まで又は第十二条の二第三項各号に該当する者であつて、住所地市町村長が適当と認めるものに限る。以下この項において同じ。)が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、第一項の規定にかかわらず、暗証番号を住所地市町村長を経由して機構に届け出なければならない。この場合において、機構は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

〔4・5 同上〕

6 法第十六条の二第一項の規定により戸籍の附票に記録されている者が個人番号カードを申請するときは、その者は、第一項の規定にかかわらず、暗証番号を附票管理市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該交付申請者が暗証番号を設定することが困難であると認められるときは、附票管理市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

7 交付申請者が暗証番号を設定しないことを希望する場合であつて、当該交付申請者の個人番号カードに暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になるよう必要な措置が講じられたときは、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により暗証番号を設定することを要しない。

〔8・9 同上〕

(カード代替電磁的記録の記録事項)

第三十九条 〔同上〕

一 次のイからトまで(本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあっては、イからホまで)に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号(以下「カード代替記録乱数符号」という。)を主務大臣が定める基準に従い変換した符号(第三十九条の五第五項第一号において「カード代替記録事項等変換符号」という。)

〔イ 同上〕

㊦ 氏名の振り仮名

ハスト 〔略〕

〔一・三 略〕

第五十七条 〔略〕

2 指定都市についてはこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三條第二項、第二十八條第五項及び第二十九條第二項	住所都市町村長 対し、	住所地区長 対し、住所地区長を経由して
第十七條の二第一項（同條第五項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。）	住所都市町村長 附票管理市町村長	住所地区長 附票管理市長
第十七條の二第二項（同條第五項、第六項及び第八項において読み替えて準用する場合を含む。）	住所都市町村長 直接に 附票管理市町村長	住所地区長を経由して住所地区長 附票管理市長
第六項並びに第三十條	住所都市町村長	住所地区長
第十七條の二第三項（同條第五項、第六項及び第八項において読み替えて準用する場合を含む。）	住所都市町村長 これ	住所地区長（国外転出者にあつては、附票管理市長）を経由してこれ
第十七條の二第四項、第十八條及び第三十三條第八項	住所都市町村長	住所地区長
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二十八條第一項	住所都市町村長	住所地区長（国外転出者にあつては、附票管理市長。第五項、次条及び第三十三條第五項において同じ。）及び住所地区長（国外転出者にあつては、附票管理市長

〔新設〕
㊦ 〔同上〕

〔一・三 同上〕

第五十七条 〔同上〕

2 指定都市についてはこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第三條第二項 第十八條	住所都市町村長 対し、 以下第二十二條第七號、第二十八條第一項、第二十九條並びに第三十三條第五項及び第八項において同じ。	住所地区長 対し、住所地区長を経由して 以下第三十三條第八項において同じ。
第二十八條第一項	住所都市町村長	住所地区長（国外転出者にあつては、附票管理市長。次条及び第三十三條第五項において同じ。）及び住所地区長（国外転出者にあつては、附票管理市長。次条

長。第五項、次条及び第三十三条第五項において同じ。）

第三十三条第一項	住所都市町村長に 住所都市町村長が	住所地区長を経由して住所都市長に 住所地区長が
略	略	略
略	略	略

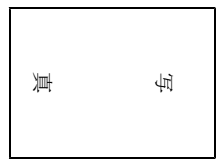
別記様式（第25条関係）

（表）

氏名 氏名の振り仮名 個人番号
住所 カード

性別

年 月 日生 年 月 日まで有効
交付地市町村長名



及び第三十三条第五項において同じ。）

第二十八条第五項	住所都市町村長 直接に 附票管理市町村長	住所地区長を経由して住所都市長 附票管理区長 附票管理市長
同上	同上	同上
第二十九条第二項	住所都市町村長 対し、 住所都市町村長 直接に 附票管理市町村長	住所都市長 対し、住所地区長を経由して 住所地区長を経由して住所都市長 附票管理区長 附票管理市長
第三十条		
同上	同上	同上

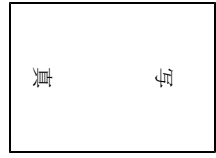
別記様式（第25条関係）

（表）

氏名 氏名の振り仮名 個人番号
住所 カード

性別

年 月 日生 年 月 日まで有効
交付地市町村長名



(裏)

個人番号
氏名 氏名の振り仮名

年 月 日生

図形

備考 [1・2 略]
3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されている場合には、氏「旧氏」名
氏の振り仮名「旧氏の振り仮名」名の振り仮名として、併せて記載する。
[4～7 略]

(裏)

個人番号
氏名

年 月 日生

図形

備考 [1・2 同左]
3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏が記載されている場合には、氏「旧氏」名として、併せて記載する。
[4～7 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二條第四号の改正規定 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年三月十日）

二 第三十三條の改正規定 公布の日